

1978年6月22日第3種郵便物認可

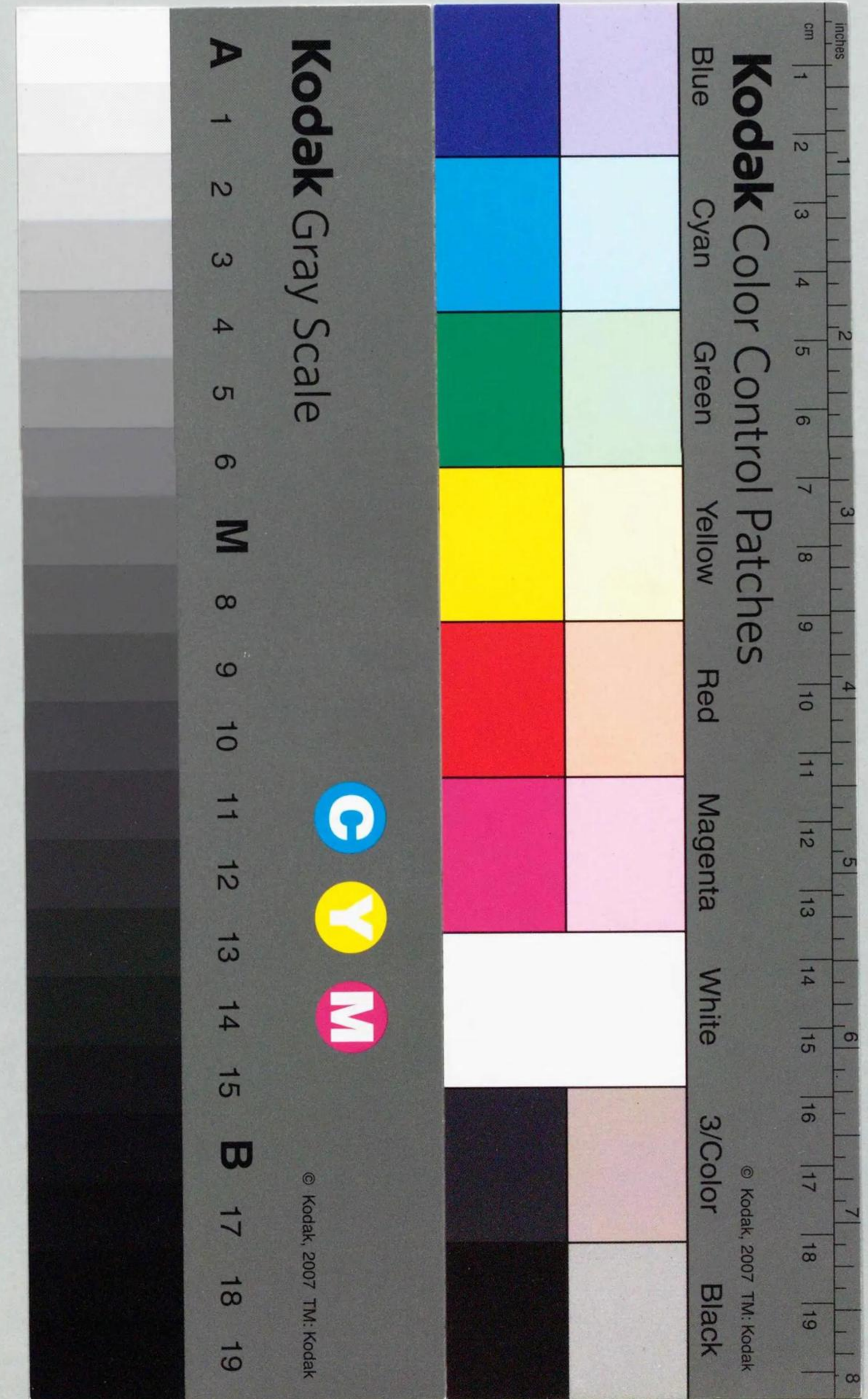
ISSN 0287-4431
1991年4月15日発行（毎月1回15日発行）通巻第173号

月刊 部落問題 1991 4 No.173

特集・「未指定地区」問題



社団法人 兵庫部落問題研究所



新潟県神林村の同和問題の経過の概要と現状

木村 善 策

解同の機関紙等で、「神林に学べ」「神林に続け」と宣伝しているが、それがどのような経過をたどり、現状はどのようなになっているか、問題点などについての私見をまとめてみたい。

解同神林支部のある地域は、新潟県岩船郡神林村の南端を東西に流れる一級河川荒川沿いの集落の片方は山林が迫り、一方は荒川に面した地域の一〇四世帯、四一二名の居住する湯ノ沢と呼ばれる（正規の地名は神林村大字つづら山、及び大字平林からなっている）地域であり、同対法による地域指定はなされていない。戦前は竹細工、荒川での漁業（鮭、鱒、鮎）で生計を営むものの他は、殆ど地元の土建業に低賃金で働くか、他所への出稼ぎ（通年で殆どが建設労働者）の多い集落で、貧しい家が多かった。このころは、差別が

甚だしく、義務教育である小学校にも行かない子どもが相当数いた。

戦後は生活も向上し、高校進学率も他地域と変わらなくなり、子どもたちの交流にも戦前にあったような差別は全くなくなり、最近では最後まで残るといわれた結婚問題でも、多くはないが部落外の人との結婚もあり、また他地域への移住も障害なく受け入れられるようになっていく。

一、神林村における同和問題の経過の概要

① 一九八〇年ころから、新潟県内の各地で、解同の組織拡大のための宣伝が行われ、神林村と隣接する関川村大字高田で解同の支部が結成されたのはこの

時点と思われる、ここから神林村湯ノ沢地区に対する解同組織結成の働きかけが行われ、これに呼応した二、三名により、地域改善対策事業についての口コミ宣伝が行われた。この時期は一九八三年七月ころからである。

その結果、一六世帯が解同に加入し、一九八三年三月に解同神林支部の結成の集会が行われたが、この集会には村当局から村長の代理として助役、福祉課長が出席し、村長代理の助役が祝辞を述べている。解同神林支部の結成により、新潟県内の支部数が、規約に基づく組織数に達し、解同新潟県連が組織された。

六月上旬の臨時議会で、このことが行政報告として出され、私は解同が他の地域で行っている行為、これから解同が行うであろう運動などを述べて、このような組織の結成に村長代理として助役が祝辞を述べたことは、彼らに市民権を与えたことになることと追及した。

② 一九八四年五月、解同神林支部から村長宛に、湯ノ沢を同和地区に指定し、地域改善対策事業を実施することを柱に、集会所の建築を中心とした数項目の要求で陳情が行われ、これと県外からの解同のオ

ルグが加わった対村交渉が行われた。

一方、解同に加盟していない人たちからは集落の

区長名で、同和地区指定反対の陳情が村長宛に出され、村当局は「地域の絶対多数の住民が反対している同和地区指定は行わない」という態度をとっていた。

③ 同年八月、解同支部を通じ、地対法に基づく事業の県への申請が村経由で提出され、村当局は「同和地区に指定されていないので受理は出来ない」として受け取りを拒否、これを郵送で再提出、更に郵送で返送、ということが何回か繰り返された。

この間、解同オルグをまじえた解同と村当局との間では数回の交渉が行われた。

一方、同年九月村議会の定例議会に、解同に加盟していない人たちの集落の圧倒的多数の人たちからの署名で、同和地区指定に反対する請願が議会に提出され、議会は全員一致でこれを採択し、村長に送付した。

④ 同年十一月二八日、解同は新潟地裁に「県に対する申請不受理取り消し処分」の提訴を行い、村当局は議会全員協議会を開いて議会と意思統一をして、提訴に対し「受けて争う」という態度をきめ、一九八八年一月までの法廷での争いが行われる。

この間、村当局は県、国の指導をうけ、解同は数回に及ぶ県外からの支援や、県評内単組（主力は高教組）などの支援による大衆動員により、役場前で

氣勢をあげ、村当局に申し入れる等のデモンストレーションを行ってきた。

⑤ 一九八八年一月二六日、新潟地裁で、「不受理は不当である」旨の判決が出された。

解同は直ちに神林村役場に急行し、裁判に出席しなかつた村長に面会を求め、判決に対する態度表明を迫り、村長は裁判に出席した助役からの報告もきかず、指導をうけてきた県、国の指導もうけず、それ迄協議してきた議会との話し合いも全くないまま解同に対して「やりたいと思っても出来ないと思っていたが、出来ることがわかってスッキリした。みなさん（解同）にはご迷惑をかけ申し訳なかった」旨の談話を発表し、判決にたいする態度を表明した。

⑥ 以上の経過を経てきたが、地対法は昭和六二年三月末までの時限法であり、すでに失効しているため、同法による事業は行うことができなくなっており、新潟県条例による次の事業のみは行われることになったのである。

- イ、住宅貸付制度（住宅用土地取得、住宅の新築・増改築の際の貸付、年利三％）
- ロ、入学支度金支給（小学校入学時一万円、中学校入学時一万五千元）
- ハ、自動車免許取得補助（自動車学校の基本料金、普通免許では一九万円）

ニ、墓地整備補助（四〇万円）

ホ、中小企業振興資金貸付（県単独事業）

ヘ、奨学資金貸付（国公立Ⅱ高校月一万五千元、大学三万六千元。私立Ⅱ高校月三万七千元、大学月六万四千元）

現在まで、これらの制度の適用をうけた者は、住宅貸付（一件）、入学支度金（小学校一件、中学校一件）、自動車免許取得補助（六件）、中小企業振興資金貸付（二件）。

⑦ 一九八九年、湯ノ沢では集落の総会で、公会堂の建設は同和事業によらず、村からの補助と地域住民の自力で行うことが決定され、村にたいして補助の要請をし、村長はこれを了承した。

ところが、一九九〇年三月の定例村議会の寸前に、解同から「補助は、同対法・地対法に基づくものとして提案せよ」との要求で、早朝に及ぶ集団交渉が行われ、村長は「提案の際に地対法の趣旨にもとづいて提案されるものである旨で提案する」という念書に署名した。

予算案を提案する前に議会全員協議会が村長の要請でひらかれ、村長は議会に「そういうことで提案するので、やかましくしないでほしい」と要請した。議会は「一審判決後に同地域の代表から出された、個人にたいする事業はやむを得ないとしても公共の

ものに対しては補助は行わないでほしいという請願を採択した経緯から、そういう提案がされれば否決する以外にない」と反発、村長は予算案のその部分を撤回し、予算案を書き換えて提案するという事になった。

同補助金は、村の補助金交付条例を改正し、村内のすべての集落の公会堂建築に対する補助率の引き上げを行うとともに、同地域の公会堂建設補助は支給が遅れた期間の金利も含めて、九月定例議会での予算の補正が行われ支給される。

⑧ 以上が経過の概要であるが、このなかで解同の組織は減少の一途をたどり、現在六世帯となっており、集落の五・七％、最高時の一五・七％に比べ大きく組織力の後退をしめしている。

村では、県の制度以外の単独の事業の要求についてはすべて拒否し、一般政策のなかで行うという態度をとるに至っている。

二、こうした経緯にたいして解同は……

一九九〇年六月一〇日に部落解放同盟新潟県連合会は、第七回定期大会をひらき、その活動報告のなかで「差別融和政策と対決し……神林差別行政糾弾闘争の勝利を」と次のように述べている。

「新潟地裁勝利判決以降神林村当局は約束をほごに

し、居直りを決め込み、私達との度かさなる約束をも破り、未だ実質的同和行政をサポートしている。とりわけ、今年は湯ノ沢支部結成当初からの願いであった公会堂建設も反対派を擁護し、一切の同和对策事業をやらないと開き直り、こそくにも部落民に重い負担をせおわせ、公会堂建設を強行したのです。私達との念書も、いとも簡単にはごにしました。……神林闘争の勝利なくして、新潟県の部落解放運動はないのです……」

三、村民のこの問題での受けとめ方は

神林村は、町村合併により部落の存在した平林村と他の二つの村が合併してつくられた。従って、部落と接触のあった旧平林地域を除いて、差別の存在を知らなかつた村民が多い。旧平林地域に於いても、別器、別火、別居、別浴、家内立ち入り拒否等の習俗的差別は全く見られず、最後に残るといわれる別婚も、少ない例ではあるが村内他集落との結婚の例も出ている。

しかし、一九二〇年代以前に生まれた人たちの中には依然として意識上での差別が存在することは否めないし、このことが結婚の例が少ないという結果を招いていると考えられる。

村政上で政策上での差別はないと思われる。

四、村の理事者の姿勢と問題点

解同に対する村理事者の姿勢では、支部結成集会で村長代理で助役が祝辞をのべたように、解同にたいする理解の不十分さがあつたこと、出発点で解同神林支部の結成万歳を参加者とともに唱え、解同に市民権を与えるという行為をしたことである。

さらに解同との交渉で、「差別も逆差別も許さない、福祉問題を中心とした一般政策での湯ノ沢地域の要求を解決するための施策を積極的な行政で行う」という立場でのキツパリした態度に弱さがあり、集会所補助の予算提案をめぐる念書や、それ以前に解同が村長の自宅に押しかけての交渉の際にも念書をと리카わすとか、解同幹部に地域指定をすることはかりでなく、彼らの窓口一本化も認めるような発言をしたのではないかと思われる節があること。

一審判決直後に行われた村長のコメントに見られるように、それがどのような結果を生むかも深く考えずに、国・県からの補助をうけて地域改善事業を行いたという動揺を繰り返してきたと見られる。

現在、村単独の事業は全く行っていないが、県条例による前記の事業は五〇%の村の負担があること、それが該当者は少ないとしても湯ノ沢の地域では差別を生み、村全体では逆差別を生む結果となり、これが薄れてきている意識的差別的増大や再生産という結果をつくり出されることが懸念される。

五、私にとってきた態度

神林村で同和問題が発生したのは、前の年に行われた村議選で空白を克服した直後に始まり、この問題への対応は主として党の議員である私にゆだねられてきた。

私は党議員として、次の点を一貫して主張してきた。

- ① 村内で新たな差別も逆差別ももたらすことは、結果は意識的な差別の増幅や再生産につながり、絶対に許せない。
- ② 地域住民の要求は、居住環境の整備や福祉関係の積極的施策によって解決すべきである。
- ③ 現にある意識上の差別（差別意識）の解消は、人権の尊厳や民主主義に対する教育のなかで解消するよう、学校教育、社会教育のなかで積極的にすすめるべきである。
- ④ 解放同盟にたいしては、彼らが暴力的態度をとった場合もこれに屈せず、①③を崩さず、キツパリとした態度でのぞむ。

この点を基本に、村当局の妥協やあいまいさを批判し、解放同盟に反対する人たちを励まし、議会（本会議や全員協議会）のなかで主張してきた。

議会の中の党議員の奮闘が、議会全体の「解同のいいなりにはならない、住民多数の意思による公正で

民主的な方向での解決を」という方向にまとまるために役割を果たし、これが村の理事者の姿勢を正しくしたてなおし、動揺を少なくする上で力になってきたと考えられる。

しかし、全解連の組織化による大衆の組織化や地域住民とともに解同に対する対処の活動を組織し得ないこと、党の支部の組織的なとりくみをなし得ないこと

などの弱点を残している。

今後県条例による事業のみであっても、村内の地域内での差別、村全体で見れば逆差別が条例の存在するかぎり続くことになる訳で、県内や全国の先進の活動、教訓にも学んで問題解決のために努力をしていく決意である。

（日本共産党神林村々議）



▲勝利判決の報告に拍手と歓声がこぼれた

新潟・神林村裁判の結果を大きく報じる「解放新聞」

この全面的勝利の判は、全国で同じよう苦しむ「未指定」部落組織のきょうに、大きな励ましを与える。また、「未指定」部落を切り捨てる「対特法」の欠陥を明らかにすると同時に、「同和」対策の打ち切りを主張する「地対協」路線を、司法の立場から批判し、大きな打撃をあたえた。

（詳報456頁）

今、話題の〈ヒューマンブックレット〉刊行案内

●A5判 64頁 500円（税込）〒210●

- | | |
|---|--|
| 1
市民の力
でつくる特別養護老人ホーム
細岡雄二 著（「長田に特別養護老人ホームの建設をすすめる会」事務局長代行） | 8
障害者の輝く明日を
黒津右次 著（兵庫障害者連絡協議会会長） |
| 2
アイヌ今昔ものがたり
穂積 肇 著（版画家） | 9
どうなる丸刈・校則
野口善國 著（弁護士） |
| 3
脳卒中一〇番
山本博繁 著（あけぼの会会長） | 10
障害児たちの「15の春」
山田優一郎 著（ひゅうまん・ばいす運動事務局長） |
| 4
共生の街から——在日韓国・朝鮮人問題を考える——
大阪市労組生野区役所支部編 | 11
かしこい脳をつくる
坂野 登 著（京都大学教授） |
| 5
近代に残った習俗的差別
峯岸賢太郎 著（東京都立大学教授） | 12
リハビリする人この指とーまれ
穴田きよ 著（石川県志賀町リハビリ友の会会長）（近日刊） |
| 6
デンマークに学ぶ本物の福祉
地域福祉研究所編 | 13
サステイナブル・ソサエティ
西村忠行 著（弁護士・国際自然保護連合委員）（近日刊） |
| 7
子どもの権利
土屋基規 著（神戸大学助教授） | |

ご注文は、近くの書店か、直接、
当研究所までご連絡下さい。

〒650 神戸市中央区元町通
7丁目2-11

社団法人 兵庫部落問題研究所

電話 神戸 (078) 351-5265
振替 神戸 5-46877

発行人 鳥飼慶陽／発行所 社団法人 兵庫部落問題研究所 〒650 神戸市中央区元町通7丁目2-11
電話 (078)351-5265／FAX (078)351-4165／振替 神戸5-46877／印刷所 王子美術印刷